

NPO高知市民会議 こうち未来基金 助成プログラム

「こうち子ども未来基金」

応募要項



〒780-0862

高知県高知市鷹匠町2丁目1-43 高知市たかじょう庁舎2階 高知市市民活動サポートセンター内

ホームページ <https://shiminkaigi.org/kochi-mirai/>
e-mail y.tabata@kochishiminkaigi.com

TEL 088-820-1540

平日・10:00～21:00 / 土・10:00～18:00

休館: 日、祝、年末年始(12/29～1/3)

設立趣旨

長期的な低成長のなか、家庭の経済的困窮等の要因により、将来の担い手である子どもたちの未来への可能性を奪う様々な問題が生じています。

私たちは、「市民の支え合いや繋がりを通じて、関わるすべての人の豊かさのモノサシを育み、一人ひとりの可能性と幸せがあふれている高知にする」という地域社会をめざし、高知県の子どもたちが等しく人生を拓く機会を得られる未来としていくため、基金を活用して活動する団体を募集いたします。

プログラムの期間：採択後～2023年12月31日（日）
（2024年1月31日までに事業報告書を提出してください。）

1. 対象となる団体

- ①高知県内に事務所を置く非営利団体
- ②子ども・家庭を対象とした事業を実施している団体。もしくは実施する予定のある団体。
- ③公益コミュニティサイト「CANPAN」に団体登録し、情報開示レベル★3を取得している、もしくは取得する意思を示した団体
- ④プレゼン審査会（2023年6月4日）に参加ができる団体
- ⑤以下のいずれにも該当しない団体
 - 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
 - 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
 - 反社会的勢力と関係のある団体

2. 助成金額

上限 **200,000円**（1団体のみ）

3. 助成対象事業

下記の全ての条件を満たす事業

※対象事業に該当するかどうか判断できない場合は、事前にご相談ください。

(1)高知県内で行われる市民主体の子ども・家庭に関する活動

(例)事業のテーマ例

- 子育て中の親子の居場所や仲間づくりにつながる活動
 - 一時預かり、訪問／巡回／相談などのサポート活動
 - 生活困難家庭のこどもの生活(衣食住)を支援する活動
 - 一人親家庭支援、病児／障がい児支援、在住外国人家庭の支援など、ニーズを抱える家庭やこどもをサポートする活動
 - 学校等と連携し、こどもや子育てに関わる支援の輪を広げる活動
 - 現在必要とされているが地域にない活動の立ち上げを支援する活動
 - その他、こどもや親たちが地域や社会、当事者が繋がり合える活動
- ※今後も継続して取り組まれる活動を優先します。

(2)2023年4月1日から2023年12月31日までに行われる事業

(3)下記のいずれにも該当しない事業

- 既に完了している事業
- 営利を主な目的とする事業
- 個人的な活動や趣味的なサークルなどの活動
- 宗教活動や政治活動
- 団体のPRのみを目的とした事業
- イベント会社や他団体などへ全てを委託する事業
- 施設の老朽化に伴う維持補修事業

4. 助成内容

申請事業に関連する費用を助成します。

【費用 例】

| 費目 | 内容 |
|-------|--|
| 人件費 | 事業を実施するために直接必要なアルバイトなどの経費 |
| 謝金 | 講師や通訳など外部の専門家に対する謝金 |
| 旅費交通費 | 事業を実施するために必要な出張旅費や交通費等 ※国内旅費のみ |
| 委託費 | 調査研究、情報公開のための成果物の電子化経費など事業の一部を他に委託する費用 |

| | |
|---------|--------------------------------|
| 消耗什器備品費 | 事業に直接必要な機材や備品などの購入費 |
| 印刷製本費 | ポスター・パンフレットなどのコピー・印刷等 |
| 通信運搬費 | 郵送料、宅配便代等 |
| 会議費 | 会場借用料、会場設営費用、委員会や各種会議での茶菓子代等 |
| 広告宣伝費 | 事業実施の開催告知などを、新聞・雑誌などで広告するための費用 |
| 事業管理費 | 事業を実施する上で必要な事務局人件費・諸経費 |
| 雑費 | 少額かつ以上の経費項目に含めることができない諸費用 |

対象外経費

スタッフの飲食費

イベントなどの一般参加者の旅費や交通費

【外部委託に関して】

委託費は全体の20%に納まる範囲とします。

5. 選考方法と選考基準

こうち未来基金運営委員会が設置する選考委員会が選考を行い結果を通知します。

選考では「申請内容」、「インターネットなどで公開されている情報」を確認した上で、こうち未来基金運営委員会が設置する審査会でプレゼンテーションを実施し、選考します。

結果については、後日応募いただいた全ての団体に通知します。

選考委員会の判断により、一部減額の上で助成が決定する場合があります。

【選考基準】

- ①本助成事業の主旨と条件に合致しているか。
- ②本助成活用の意義はあるか

- ③家庭や子どもの現状を把握し、活動に反映しているか
- ④活動の成果が課題解決のために有効であるか。
- ⑤成果を挙げるために具体的な計画・予算・人的資源があるか。
- ⑥助成対象期間終了後も活動が継続、または発展していくか

6. 助成の応募申請について

【申請期間】

2023年4月1日(土)~2023年5月31日(水)17時 必着

【申請方法】

こうち未来基金のホームページもしくは下記より募集要項・予算書・申込フォームをダウンロードしてください。

https://drive.google.com/drive/folders/1u7pOTzj1_76UqMrfeCC1QeUj8leRXIFI?usp=sharing

6. 結果通知等

審査後ただちに応募者各位あてにメールにて採否の結果を通知します。

採択団体のみ「こうち未来基金」のホームページに団体名を掲載します。

尚、選考結果や選考内容、採否の理由に関するお問い合わせは当該団体の方に限りご希望があればお答えいたします。

助成プログラムの流れ



7. 助成決定時の義務・条件

【「助成交付に関する確認及び必要書類」の送信について】

選考の結果、採択団体となられた場合は採択通知とあわせて

「助成交付に関する確認及び必要書類」のURLをお知らせします。
内容をご確認の上、送信してください。

これにより事業の経過あるいは完了報告、収支会計報告、その他用途変更等の事前相談手続き等の義務を負っていただく事になります。

【事業の報告義務について】

採択団体は申請内容と予算を事務局と調整しながら確実に実施するようお願いいたします。

尚、事業の実施状況確認のため訪問・面談・電話等で連絡後、必要に応じて「中間報告」を提出頂く場合があります。

また事業の経過・完了報告については、その一般公開についての同意をお願いいたします。

8. 助成事業決定後の事業内容変更や中止について

【助成申請の取り下げについて】

助成決定事業の助成金受け取りを取り下げる場合、こうち未来基金にご相談のうえ、中止理由書を提出してください。

【助成内容の変更や中止について】

助成決定事業を途中で変更もしくは中止する場合、変更理由書もしくは中止理由書を提出し、こうち未来基金の承認を事前に受けることが必要です。

9. 助成事業の実績報告

【実績報告について】

助成事業の終了1か月以内に以下の書類を郵便もしくはメールにてこうち未来基金まで提出してください。

- 所定の実績報告書
- 領収書のコピー

【ホームページ・広告誌・SNS等での成果報告】

社会に対し助成事業で得られた成果を広く伝えるため、
こうち未来基金のホームページやSNS・広報誌等で
成果を報告させていただきます。

また新聞やテレビ等の報道機関の求めに応じて事業成果等の
情報を提供する場合があります。

10. 助成金のお支払いに関して

採択事業の終了後一か月以内に実績報告書を提出していただき
助成決定金額を上限として事業実施に使用した支出金を助成しま
す。

実績報告書の提出から約一か月以内に団体の指定口座へ振り込み
ます。

※助成対象とならない経費については、助成の支払はできません。
対象経費に関して不安がある場合はその都度ご相談ください。

11. 助成金の返還や関係書類の保存などについて

【助成金の返還について】

以下の内容に関し、是正措置を求めたにも関わらず改善されない場
合は返還を求めます。

- ・貴団体やその構成員が応募要領、助成金に関する確認事項、
法令、条例、規則等に違反や虚偽の報告があった場合
- ・助成金を目的以外に使用した場合

【関係書類の保存について】

助成金を交付された団体は、助成金に関する収支の証拠書類(領収
書など)をいつでも閲覧できるようにしておいてください。
証拠書類は事業実施終了後、3年間保存してください。

12. その他 重要な注意事項(必ずお読みください)

【個人情報の取り扱いについて】

申請に関する個人情報はこちら未来基金の選考に関わる業務以外に使用しません。

【提出書類等の返却について】

提出いただいた書類・資料等は返却できません。